

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ネットワンシステムズ株式会社	コード	7518
提出日	2024/5/21	異動(予定)日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	・2024年6月26日開催予定の第37回定時株主総会に社外取締役の選任議案を付議するため。 ・日下茂樹氏が社外取締役を退任することとなったため。 ・新たに上原祐香氏を独立役員として指定するため。 ・「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」のうち、伊藤真弥氏、和田昌佳氏及び海野忍氏の「該当状況についての説明」並びに伊藤真弥氏、和田昌佳氏、海野忍氏、野口和弘氏及び飯塚幸子氏の「選任の理由」の更新を行ったため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	伊藤 真弥	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
2	和田 昌佳	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	海野 忍	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	上原 祐香	社外取締役	○										△				新任	有
5	野口 和弘	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
6	飯塚 幸子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	伊藤真弥氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーであり、当社は同事務所のシンガポール事務所に特定案件に係る法律事務の委任を受けておりますが、同事務所所属する同氏以外の弁護士に依頼しており、同氏が当社の案件に携わることは一切ありません。なお、同事務所との間に顧問契約はありません。また、同事務所に対する委任料は、同事務所の年間収入の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	弁護士、他社における監査等委員である社外取締役等としての豊富な経験と知識を有し、コーポレート・ガバナンス及び法律・コンプライアンスの専門家としての積極的な意見・提言を行っております。2022年6月からは取締役会の議長として、アジェンダセッティングや議事進行でイニシアチブを発揮し、また特に取締役会の実効性に関する審議の場面では議論を主導し、現状分析や改善策に関するPDCAサイクルの実行に尽力されるなど、社外取締役が積極的に議論や問題提起をし易い雰囲気醸成し、自由闊達で建設的な議論・意見交換の場としての実効的な取締役会の実現に大きく貢献しております。これらのことから、今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただくことを期待して、取締役会は、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
2	和田昌佳氏は、キャノンITソリューションズ株式会社の出身者(2016年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.2%、2023年3月期の第4四半期から2024年3月期の第3四半期における当社の同社からの売上高は同社の2023年12月期の売上高の約0.1%に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。また、同氏は、キャノンITシステム株式会社の出身者(2016年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。さらに、同氏は、ソフトマックス株式会社の出身者(2022年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	企業経営者としての経験及び情報通信事業分野の豊富な知見・経験を有し、企業経営、テクノロジー及びリスク管理等の観点から積極的な意見・提言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、役員報酬水準・構成や賞与の指標、割合等のテーマに対して、株主等のステークホルダーの観点から積極的に意見・提言等を行い、役員報酬制度の透明性の確保及びアカウンタビリティの向上に大きく貢献しております。これらのことから、今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただくことを期待して、取締役会は、同氏を社外取締役候補者といたしました。
3	海野忍氏は、2023年6月までエヌティ・ティ・コムウェア株式会社のシニアアドバイザーでしたが、シニアアドバイザーは、会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者には該当しません(業務執行者として在籍していたのは2018年6月まで)。また当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.2%、当期における当社の同社からの売上高は同社の2024年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	企業経営者としての経験及び情報通信事業分野の豊富な知見・経験を有し、企業経営、テクノロジー、人事/企業風土・組織改革及びガバナンス等の観点から積極的な意見・提言を行っております。また、指名諮問委員会の委員長として、社外取締役候補者の選定プロセスに対する主体的な関与、取締役会のスキル・マトリックス見直しの提言及びCEOをはじめとする経営層のサクセッションプラン対象者との面談等を通して、取締役と執行役員の選解任プロセス及びサクセッションプランのモニタリングに大きく貢献しております。これらのことから、今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただくことを期待して、取締役会は、同氏を社外取締役候補者といたしました。
4	上原祐香氏は、みずほ証券株式会社の出身者(2019年6月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約1.2%に留まり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。	証券会社での長年にわたる経験を通して培ったファイナンス・資本戦略分野の豊富な知見・経験、及び他社における監査等委員である社外取締役としての経験を有しております。独立した客観的な立場で、主に財務/会計等の観点から当社経営の監督を行っていただくことを期待し、取締役会は、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏の選任が承認された場合には、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役会が備えるべきスキル及びCEOをはじめとする経営層のサクセッションプラン等、並びに役員報酬制度の客観性、透明性及びアカウンタビリティ等のモニタリングを通して取締役会の監督機能の充実に尽力していただく予定であります。

5	該当なし	2021年6月に当社社外監査役に就任後、公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験の観点から積極的な意見・提言を行ってきた経験を有しており、2022年6月に監査等委員である社外取締役役に就任後も、当社の経営及び取締役の職務執行を客観的かつ中立的に監督しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6	該当なし	2020年6月に当社社外監査役に就任後、公認会計士としての財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての豊富な知識と経験を活かした積極的な意見・提言を行ってきた経験を有しており、2022年6月に監査等委員である社外取締役役に就任後も、当社の経営及び取締役の職務執行を客観的かつ中立的に監督しております。今後も引き続き、経営の監督機能の強化等に寄与していただけると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

4. 補足説明

当社の「独立性基準」は、以下に掲載しております。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/7518/ir_material17/129483/00.pdf

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。